ዹ 貨物概要

生鮮のとうがらし(学名: Capsicum annuum)を方形(7~10 mm)にカットし、直ちに冷凍したもの。

→ 分類

関税率表第 0710.80 号 - 2 (統計番号 0710.80-090)の調理してない冷凍したその他の野菜

→ 分類理由

第7類注4に「この類には、とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破砕し又は粉砕したものを含まない(第 09.04 項参照)」と規定されていますが、乾燥し、破砕し又は粉砕したものではないことから、第 09.04 項には分類されません。

したがって、調理してない冷凍野菜として上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況 によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と 異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)